

マイナポータルを通じたオンライン転出届出等の運用開始について

国が「デジタル社会形成基本法」（令和3年5月19日法律第35号）に定める目的を実現するため策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届出及び転入（転居）予定日の事前連絡サービスの運用を開始します。

1 背景

引越しをする場合、様々な行政機関や民間事業者に対して、氏名や新住所等の情報を個別に届け出る必要があり、その都度、手続負担が生じています。また、必要な手続は人によって異なり、手続先が多岐にわたることから、必要な手続の全体像を把握できず、手続漏れが発生しやすい状況となっています。

国では、このような現状・課題に対して、引越しに伴う手続の負担を軽減し、また、手続漏れを防止するため、引越しに伴う手続をオンラインで一括して行うことを可能とする「引越しワンストップサービス」を推進しています。

このうち、住民が区市町村に対して行う住民票の異動手続について、マイナンバーカード所有者がマイナポータルからオンラインで転出届出ができ、あわせて転入（転居）予定日をオンラインで新住所地に連絡できるサービスを令和5年2月から全国一斉にスタートします。

2 サービスの概要

(1) 稼働日

令和5年2月6日（月） ※全国一斉開始

(2) 対象者

マイナンバーカードを所持する住民

(3) 手続の流れ

ア 用意するもの

スマートフォン又はパソコン及びICカードリーダー並びにマイナンバーカード

イ 主な流れ

- ① マイナポータルから、引越し手続の申請画面において、引越する日（異動日）、新住所、引越する方の氏名等を入力します。マイナンバーカードを読み取ることで、申請者の氏名、性別、生年月日、住所（現住所）

の4情報は自動入力されます。

- ② 転入先区市町村への来庁予定場所（窓口）及び来庁予定日を入力します。
- ③ 入力して作成された転出届の真正性を保証するため、スマートフォンやICカードリーダーでマイナンバーカードを読み取りパスワードを入力し、マイナンバーカードに搭載されている署名用電子証明書を付与して、申請情報を転出元区市町村へ送信します。
- ④ マイナンバーカードを持参して、来庁予定日に転入先区市町村の窓口で転入手続を行います。

ウ 留意点

マイナンバーカードの券面情報（氏名、住所、生年月日、性別）を更新していない場合や署名用電子証明書が失効している場合等は、窓口での手続が必要です。また、転入届及び転居届については、法令により来庁が求められていることから、オンライン申請だけでは手続が完了せず、転入先（転居は同一）の区市町村窓口での手続が必要です。

（4）区市町村における転出入の処理

申請者が入力した情報は、マイナポータルからオンラインで転出元及び転入先の区市町村に連携されます。転出元区市町村では、入力された情報を元に処理を行い、転入先区市町村へ転出証明書情報をオンラインで通知します。転入先区市町村では、申請者が来庁した際に、通知された情報等とともに本人への聞き取りにより転入処理を行います。

3 その他

マイナンバーカードの有無にかかわらず、このサービスを利用せずに来庁して転出届出を行うことや転入（転居）届出を行うことは、引き続き可能です。

なお、転出届出については、郵送により手続することも可能です。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月21日	広報みなど、区ホームページによる周知
2月6日	サービス運用開始